

令和4年度『古代歴史文化賞』記念シンポジウム開催業務 委託事業者募集要項

1. 適用

本要項は、令和4年度『古代歴史文化賞』記念シンポジウム開催業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

令和4年度『古代歴史文化賞』記念シンポジウム開催業務

(2) 目的

本県では、『古事記』『日本書紀』『万葉集』に代表される歴史素材を活用した行政施策を効果的に展開し、「本物の古代と出会い、本物を楽しめる奈良」を実現していくための取り組みとして、「記紀・万葉プロジェクト」を推進している。

「古代歴史文化賞」は平成25年度に島根県が創設し、古代から伝わるゆかり地が多く存在する本県をはじめ、三重県・和歌山県・宮崎県が参画して実施する顕彰事業であり、古代の歴史や文化に関する一般向け書籍で優れた作品を表彰するものである。この事業は、今年度の受賞作品決定を記念し、シンポジウムを開催することにより、全国に向けた情報発信を行い、現地への誘客を目指す。

(3) 委託内容

- ①計画・準備
- ②シンポジウムの企画・実施
- ③会場での観光PRブースの設置、受賞作品の販売等の演出
- ④当日プログラムの作成
- ⑤記念シンポジウム、「古代歴史文化賞」及び「記紀・万葉プロジェクト」に関する情報発信
- ⑥シンポジウム参加申込の受付
- ⑦古代歴史文化賞奈良県賞(副賞)の製作又は購入
- ⑧事業の取りまとめ、事業実施報告書の作成
- ⑨打合せ協議

※詳細は別紙、令和4年度『古代歴史文化賞』記念シンポジウム開催業務委託仕様書(以下「仕様書」)に記載。

(4) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

(5) 委託料上限額

金 7,692千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を限度とする。

(6) 履行期間

契約締結日から令和5年3月22日(水)まで

3. 参加資格

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でないこと。
- ④公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法(平成

- 11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ⑤銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
 - ⑥役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
 - ⑦奈良県会計局の所管する競争入札参加資格者名簿の営業種目Q5「役務の提供(広告・イベント業務)」に登録されていること。
 - ⑧役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあつてはその者(支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
 - ⑨暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - ⑩役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
 - ⑪役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
 - ⑫⑩及び⑪に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - ⑬同種又は類似の業務を過去5年間(平成29年4月1日～令和4年3月31日)に受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。

4. 日程

- 令和4年6月16日(木) 公告
- 令和4年7月6日(水) 質問票、参加表明書提出締切
- 令和4年7月27日(水) 企画提案書等提出締切
- 令和4年8月1日(月) 選定審査会開催(プレゼンテーション実施)
- 令和4年8月4日(木) 委託事業者決定

5. 手続き等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県文化・教育・くらし創造部 文化資源活用課 世界遺産係
TEL:0742-27-2054 FAX:0742-27-0213
電子メールアドレス:bunkashigen@office.pref.nara.lg.jp

(2) 質問の受付

質問は次のとおりとする。

- 受付期間 令和4年6月28日(火)から
令和4年7月6日(水)午後3時まで
- 受付方法 ファクシミリ又は電子メールに限る
質問票(様式6)に質問事項を記載のうえ送信
※送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。
※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。
- 質問先 (1)担当部局に同じ
- 回答方法 インターネットホームページ「奈良県文化資源活用課ホームページ」に随時、公表

する。個別には回答しないものとする。※質問者名は掲載しない。

(3) 参加表明書(様式1)の提出期限、提出先及び提出方法

- 提出期限 令和4年7月6日(水)午後3時まで
- 提出先 (1)担当部局に同じ
- 提出方法 ファクシミリ又は電子メールにて送付後、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

(4) 企画提案書等の提出期限、提出先及び提出方法

- 提出期限 令和4年7月27日(水)午後3時まで
- 提出先 (1)担当部局に同じ
- 提出方法 持参または郵送に限る
(郵送の場合は提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により提出すること。)

○提出物

- ①参加申込書(様式2)【原本1部 コピー7部】
- ②企画提案書(様式任意 サイズはA4、15ページ以内)【原本1部 コピー7部】
 - 1)業務実施方針
 - 2)業務フロー図
 - 3)工程計画
 - 4)仕様に係る以下の提案事項
 - I. 計画・準備
 - ・業務実施計画書の素案を提案すること。
 - II. 記念シンポジウムの企画・実施
 - ・具体的な運営・管理体制を記載すること。
 - ・記念シンポジウムについて、古代の歴史や文化に関する作品を読んでもみたくなる内容、「ゆかりの地」の魅力が十分に伝わる内容、集客力がある有識者の講演やパネルディスカッションとなるよう、魅力的な企画・提案を提示するとともに、記念シンポジウムが具体的にイメージできる内容を記載すること。
また、古代歴史文化賞は今年度が最終年度なので、最終年度にふさわしい5県の魅力が十分に伝わる企画・提案を提示し、具体的にイメージできる内容を記載すること。
 - ・聴衆に最後まで楽しんでいただける企画について、具体的な案を提示すること。(プレゼント等を実施する場合、必要な経費は委託料に含む。)
 - III. 会場での観光PRブースの設置、受賞作品の販売等の演出
 - ・具体的な運営・管理体制を記載すること
 - ・奈良県及び「記紀・万葉プロジェクト」をPRする内容のノベルティを作成し、観光PRブースで配布するなど奈良県及び「記紀・万葉プロジェクト」をPRする具体的な案を提示すること。(ノベルティ等の作成に係る経費は委託料に含む。)
また、最終年度にふさわしい5県の魅力が十分に伝わる具体的なノベルティ案を提示すること。
 - IV. 当日プログラムの作成
 - 記念シンポジウムプログラムのイメージデザインを提示すること。
 - また、最終年度にふさわしい内容にするため、歴代受賞作品を掲載することなどを予定しており、その他最終年度にふさわしい5県の魅力が十分に伝わる具体的な案があれば提示すること。
 - V. 記念シンポジウム、「古代歴史文化賞」及び「記紀・万葉プロジェクト」に関する情報発信

- i) 記念シンポジウム広報用のチラシの製作・設置
 - ・チラシのイメージデザインを提示すること。なお、製作部数は下限とし、広報宣伝に効果的な印刷枚数、配布・掲示場所、方法があれば提案すること。
 - ii) 新聞広告の実施
 - ・掲載する回数、詳細な内容、発行地域、発行部数など、具体的な内容を記載すること。
 - VI. 記念シンポジウム参加申込の受付
 - ・受付に関する体制を提示し、また、参加人数が定員に満たない場合の対策について提示すること。
 - VII. 古代歴史文化賞奈良県賞（副賞）の製作又は購入
 - ・製作又は購入が可能な特産品の例を記載すること。
 - ① 事業者概要書(様式3)【原本1部 コピー7部】
 - ・会社概要などがあれば添付すること。
 - ② 類似業務受注実績(様式4)【原本1部 コピー7部】
 - ・成果物などを添付すること。
 - ③ 委託業務実施体制(様式5)【原本1部 コピー7部】
 - ④ 見積書(様式任意)【原本1部 コピー7部】
 - ・宛先は「奈良県知事 荒井正吾」
 - ・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。
(各項目の時間、単価が判断できる内容とする。)
- ※ただし、①～④のコピー7部については、提案者を判読できるような記載を削除すること。

6. 委託事業者の選定

(1) 企画提案書等の評価

- ①企画提案書等の評価は、令和4年度『「古代歴史文化賞」記念シンポジウム』開催業務委託事業者選定審査委員会により、次の評価項目等について採点を行うものとし、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を契約の相手方として選定する。但し、各評価項目において各委員の評価の合計点が6割に満たない場合は受託者として選定しない。提案者が1者の場合は、全ての審査項目について各委員の合計得点が6割以上で、かつ審査委員会の合議により認められた者を契約の相手方として特定する。
- 1) 本委託業務の実施目的をよく理解した提案であるか(10点)
 - 2-1) 古代の歴史や文化及び「古代歴史文化賞」への関心が高まる魅力的な内容となっているか(5点)
 - 2-2) 実現可能な企画で、有識者の講演やパネルディスカッションについて国内で認知度の高い著名人等を招聘しているか(5点)
 - 2-3) 従来のファン層だけでなく、記紀・万葉をあまり知らない方々も楽しめるアトラクションの内容であるか(10点)
 - 2-4) 実現可能な企画で、文化賞最終年度にふさわしい5県の魅力が十分に伝わる提案となっているか(10点)
 - 3-1) チラシやプログラム等の制作物が、記念シンポジウムを広報するものとして魅力的なデザインで、集客に期する提案がされているか(15点)
 - 3-2) 「古代歴史文化賞」の取組や記念シンポジウム、奈良県が実施する「記紀・万葉プロジェクト」を全国へ発信するために、魅力的な新聞紙面での効果的な広報展開となっているか(15点)
 - 4) 妥当性が高い業務実施計画であるか(10点)
 - 5-1) [業務実施体制・担当者能力]イベント運営・広報施策等に有効な経験年数や保有資格の保持者を配置するなど、業務実施体制の充実度が高い状態にあるか(5点)
 - 5-2) [業務実績]以下の評価基準を元に5点満点で採点(5点)
業務実績として、
 - 歴史文化資源をテーマとしたイベント及び広報施策の実施実

績が複数ある場合：5点

○歴史文化資源をテーマとしたイベント及び広報施策の実施実

績がある場合：4点

○イベント及び広報施策の実施実績がある場合：3点

【参考：「歴史文化資源」とは】

上記「歴史文化資源」の定義は、文化振興大綱によるもの同一。過去の人々の営みに関わる領域の文化資源を「歴史文化資源」と定義。「歴史文化資源」の範疇には、文化財に代表される「現場・現物」及び、文献の記載内容、伝承、人物情報などに代表される「抽象概念」の両方を含む。

6) 提案内容に応じて妥当な見積り積算であり、コスト削減が考慮されているか(10点)

②提出のあった提案書等については、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及びヒアリングに先立ち書類選考を行う場合がある。

③選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。

④プレゼンテーション及びヒアリングは、令和4年8月1日(月)に行う予定。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する(令和4年7月29日(金)頃予定)。

(2) 事業者との契約

①選定された者は、通知があり次第県担当者と打合せを行い、委託業務契約書を締結した後、速やかに業務に着手すること。

②当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。

③企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。

④契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)に定めるところによる。

⑤契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

- 1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記1)から5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記1)から5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合[上記6)に該当する場合を除く。]において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(3) その他

採択された事業計画は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

7. 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

なお、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8. その他

- (1) 提出された書類は返却しない。また提出した企画提案書を奈良県に無断で他に使用することはできない。
- (2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、および県民等から情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (4) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (5) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合損害賠償は行わない。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、奈良県文化資源活用課の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めたときは、速やかに報告すること。

以上